

令和9年度アステールプラザ「芸術劇場」公演作品 募集要項

芸術劇場は、イベント開催の企画力など文化事業の総合的なノウハウや資源を有するマスコミや劇団等と、舞台機能、客席数で多様な劇場を有する当館の双方が共同して実施するものです。

芸術性の高いクラシック音楽、演劇、ダンスパフォーマンス等の公演や、地元劇団及び東京や大阪をはじめ地方から全国発信している劇団等の広島での自主公演に対して、当館が広報や会場提供等の支援を行うことにより、優れた作品の鑑賞機会を市民の皆様に提供するとともに、文化事業への理解と関心を高め、地域文化の振興を図ります。

1 募集公演の概要

(1) 区分等

区分	公演会場	【カテゴリー】 公演内容	会場利用料免除日数
Ⅰ	大ホール	【アートセレクション】 プロのアーティストによる芸術性に優れたクラシック音楽、演劇、ミュージカル、ダンスパフォーマンス	上演日の内1日
	多目的スタジオ	【アートセレクション】 プロのアーティストによる芸術性に優れた、演劇、ダンスパフォーマンス	上演日を含む2日以内
		【リージョナルセレクション】 他地域の劇団等の演劇、ダンスパフォーマンス	上演日を含む4日以内
		【レジデンスコレクション】 広島を活動拠点とする劇団等による演劇、ダンスパフォーマンス	
Ⅱ	中ホール	【アートセレクション】 プロのアーティストによる芸術性に優れた、演劇、ミュージカル、ダンスパフォーマンス	上演日を含む2日以内
		【リージョナルセレクション】 他地域の劇団等の演劇、ダンスパフォーマンス	上演日を含む4日以内
		【レジデンスコレクション】 広島を活動拠点とする劇団等による演劇、ダンスパフォーマンス	

(2) 施設利用料及び附属設備利用料

該当日の経費は当館が負担します。

※公演会場については、予め確保してください。ただし、区分Ⅰ〔多目的スタジオ〕は当館が確保します。

(3) その他

当館でのチケット販売及び公共施設へのチラシ配布等を行います。

2 公演期間

令和9年4月1日（木）～令和10年3月31日（金）

※区分Ⅰ〔多目的スタジオ〕のみ以下より日程を選択してください。

▽会場利用期間（公演準備・本番含む）

令和9年7月22日（木）～25日（日）／令和9年9月23日（木）～26日（日）

令和9年10月28日（木）～31日（日）／令和9年11月25日（木）～28日（日）

令和9年12月16日（木）～19日（日）／令和10年1月20日（木）～23日（日）

令和10年3月16日（木）～19日（日）

3 対象公演作品

公演作品は、特定の宗教、政党を推挙するものでなく、また公序良俗に反しない作品であり、文化事業を目的としない特定の企業名を活動名に付す「名称冠公演」でないもので、作品の内容が、クラシック音楽、演劇、ミュージカル、ダンスパフォーマンスに該当し、かつ次の要件を満たすものとします。

※コンクールや発表会は除く。

(1) 基本的考え方

次の全ての要件を満たすものとする。

- ① 高額な入場料またはこれに類する料金を徴収しないもの
- ② 客席の65%程度の集客が見込めるもの

(2) 内容

次のいずれかに該当するものとします。

- ① 各地方（各都市・地域）から全国に演劇等の情報を発信している劇団等が公演するもの
- ② 全国的なコンクール等での受賞歴があり、これまで広島での公演機会がないもの
- ③ 公演に要する経費面の理由により、広島で鑑賞機会の殆どなかった芸術性の高い演劇等であるもの
- ④ 広島を活動拠点とし、これまでに小規模ホール公演を含んだ公演を年1回以上実施している劇団等の作品

4 提出書類

①申込書（様式1） ②公演企画書 ③公演予算計画書 ④公演実績（過去1年間）

⑤その他作品・団体についてわかるもの

※ ②～⑤の様式は問いませんが、③の公演予算計画書については、様式2を参考に作成してください。

※ 書類は、郵送またはデータでご提出ください。（提出書類は返却しません）

※ 書類に不備がある場合は、審査に影響がありますのでご注意ください。

5 募集期間

令和8年9月1日（火）～令和8年10月31日（土） ※ 必着とします

6 応募・問い合わせ先

JMS アステールプラザ「芸術劇場」係

担当：金沢・新原（しんばら）・濱野（はまの）・甲便（こうびん）・中原・奈地田（なちだ）

〒730-0812 広島市中区加古町 4-17

電話：082-244-8000 FAX：082-246-5808

電子メール：naka-cs@cf.city.hiroshima.jp

7 公演作品の選定

11月上旬に実施する芸術劇場公演作品選考会議に諮り、選定し、11月中旬に選定の可否を文書で通知します。

8 共催者との協定書締結

公益財団法人広島市文化財団と選定された公演の主催者とは、公演を円滑に開催するために、チケット販売前までに、業務及び経費分担等について、共催協定書（様式3）を締結します。

9 その他（芸術劇場に選定された公演について）

(1) 座席の提供について

公演開催状況を確認するため、必要数の無料座席の提供をお願いします。

(2) 物品の販売について

物販の販売に係る手数料は次のとおり取り扱います。

場 所	取り扱い
大ホール	販売額の10%を徴収。ただし、鑑賞に必要と考えられる公演パンフレットや上演されている戯曲本等の販売に限り、免除。
多目的スタジオ	不用
中ホール	

(3) チケット販売について

芸術劇場に選定された公演チケットは、JMS アステールプラザ情報交流ラウンジで販売を行います。売り上げについては、公演終了後、請求に基づき口座振込にて支払います。

(4) 事業報告について

事業終了後、30日以内に事業終了報告書（様式4）及び収支決算書（様式5）を提出してください。

公演予算計画書

＜収入＞

費目	予算額	内訳
入場料収入	円	@ 円 × 枚＝ @ 円 × 枚＝
その他収入	円	例：協賛金・寄付金 広告料収入 助成金 等
自己負担金	円	
合 計（A）	円	

＜支出＞

費目	予算額	内訳
文芸費	円	例：出演謝礼 プラン料 旅費等
舞台費	円	例：大道具、衣裳、舞台操作 照明費、音響費 等
会場費	0 円	JMS アステールプラザの会場費 及び附属設備利用料 ※大ホール上演日以外に仕込み日を要する場合にのみ明記ください。
宣伝費	円	例：印刷費 広告宣伝費 等
事務費その他	円	例：記録費、保険料 入場料販売手数料 通信費、事務用品 練習会場費 アルバイト料 等
合 計（B）	円	

※ 内訳については、できるだけ詳細に記入してください。

※ 予算額と内訳の総額は一致させてください。

※ 収入の合計 A と支出の合計 B は一致させてください。

共 催 協 定 書

公益財団法人広島市文化財団(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、甲と乙が共同して主催するアステールプラザ芸術劇場〇〇〇〇(以下「本事業」という。)の開催に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力して本事業を開催するにあたり、両当事者の業務及び経費の分担について定める。

(本事業の実施要領)

第2条 甲及び乙は、本事業を次の要領で実施する。

(1) 事業名

アステールプラザ芸術劇場〇公演名

(2) 主催

公益財団法人広島市文化財団 アステールプラザ
〇〇〇〇〇〇

(3) 公演日時

令和 年 月 日() 時 分開演

(4) 会場

JMS アステールプラザ 〇〇〇〇〇〇
広島市中区加古町4-17

(業務分担及び経費負担等)

第3条 甲及び乙は、本事業の実施について下表のとおり業務及び経費負担を行う。

業務及び経費の負担	甲	乙
公演制作及び経費の負担		○
出演者、スタッフ(制作・照明・音響・舞台等)の手配及び経費の負担		○
会場利用料、附属設備利用料(規程の利用料免除日数以内)の負担	○	
公演開催状況を確認するための無料座席の提供		○
広報物(チラシ、CM等)の作成及び経費の負担		○
広報(チラシ配布等)	○	○
広報(甲の発行する広報紙によるPR等)	○	
チケット販売及び取扱に関する一切の業務		○
JMS アステールプラザでのチケット販売協力	○	
公演に伴う掲示物等の当日印刷協力	○	
公演に伴う物品販売に関する業務		○
その他、本事業を実施するにあたり必要な業務と経費の負担		○
その他、本事業実施におけるアドバイス等	○	

2 本事業の入場料収入及び物品販売の収入は、乙に帰属するものとする。

3 大ホールでの公演パンフレットや上演戯曲本以外の物品販売の収入については、物品販売手数料として、収入額の10%を甲へ納入する。

(報告)

第4条 乙は、本事業終了後、すみやかに本事業の終了報告書及び収支決算書を作成し、甲に提出すること。

(協定の解除及び変更)

第5条 甲及び乙は、一方的な理由によって本協定を解除し、または変更することはできない。

2 甲・乙いずれの責に帰することの出来ない天災その他の不可抗力により、本協定の変更の必要が生じたときは、甲・乙協議の上、処理するものとする。

(損害賠償)

第6条 甲及び乙は、前条の規定に違反して相手方に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する責を負うものとする。

(協議事項)

第7条 本協定に関し疑義または紛争が生じたときは、甲・乙協議の上、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第8条 本協定に関する訴訟については、広島地方裁判所を第一審裁判所とする。

上記協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島市中区加古町4番17号
公益財団法人広島市文化財団
理事長

乙

事業終了報告書

公益財団法人広島市文化財団理事長

令和 年 月 日

団体名			代表者 氏 名		
連絡先 所在地	〒				
担当者 氏 名		Tel		Fax	
		Email			

公演名					
実施日	令和 年 月 日 ()	:	～	:	
	令和 年 月 日 ()	:	～	:	
	令和 年 月 日 ()	:	～	:	
	令和 年 月 日 ()	:	～	:	
	令和 年 月 日 ()	:	～	:	
会 場	JMS アステールプラザ (いずれかに ☒) ☐ 大ホール ☐ 中ホール ☐ 多目的スタジオ		入場者数	名	
内 容 (所感など)					
添付資料	☐ チラシ ☐ プログラム ☐ その他 ()				
収 支 決算額	収支決算書（様式5）のとおり				

※ 公演終了後、30日以内に提出してください。

収支決算書

【収 入】

(単位：円)

費目	決算額	内訳
入場料収入	円	
その他収入		
自己負担金		
合計	円	

【支 出】

(単位：円)

費目	決算額	内訳
文芸費	円	
舞台費		
宣伝費		
事務費その他		
合計	円	

※ 公演終了後、30日以内に提出してください。

【記入例】

収支決算書

【収 入】

(単位：円)

費目	決算額	内訳
入場料収入	230,000	一般 2,000 円×105 枚 210,000 学生 1,000 円× 20 枚 20,000
その他収入	5,000	広告料収入 5,000
自己負担金		
合計	235,000	

【支 出】

収入合計と支出合計は同額にしてください。

(単位：円)

費目	決算額	内訳
文芸費	140,000	出演者 (@15,000 円×8 名) 120,000 旅費等 (@5,000 円×4 名) 20,000
舞台費	50,000	大道具製作費 20,000 舞台操作・照明・音響費 30,000
宣伝費	25,000	チラシ・ポスター・チケット作成 25,000
事務費その他	20,000	著作権使用料 5,000 練習会場使用料 7,000 コピー代 1,500 受付 (@3,000 円×1 名) 3,000 雑費 3,500
合計	235,000	

※ 公演終了後、30日以内に提出してください。

(参考)

1 収支決算書に記入する経費の区分

公演に係る経費を算出してください。

【収 入】

費目	経費の内訳
入場料収入	チケット販売代金
その他収入	チラシ・プログラムへの広告掲載料 協賛金・寄付金 公演に対する他団体からの助成金
自己負担金	公演を実施するための主催者負担額

【支 出】

費目	経費の内訳
文芸費	出演者謝礼 プラン料 旅費
舞台費	大道具、衣装費用 舞台操作、照明、音響費
宣伝費	ポスター・チラシ・チケット・プログラム等の印刷費 広告宣伝費
事務費その他	著作権使用料 保険料 チケット販売手数料 アルバイト料 コピー代 通信費、事務用品 練習会場使用料等の経費

2 収支決算書に記入しない経費

事務機器の購入費、打ち上げ代金等、今回の公演に直接関係のない経費は記入しないでください。